

様

大阪市 区保健福祉センター所長

大阪市 区保健福祉センター  
保 健 福 祉 課  
電話番号  
FAX 番号

### 特例計画相談支援給付費支給（不支給）決定通知書

障害者の日常生活及び社会的生活を総合的に支援するための法律第51条の18の規定に基づき、特例計画相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

障がい福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
申請者氏名			

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例計画相談支援給付費		基準該当計画相談支援に要した費用	
支給決定の内容	指定計画相談支援以外の計画相談支援を受けた給付決定		
支 給	する しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

#### 注

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、大阪市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。